

# ○学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程

平成4年4月1日制定

## 改正

平成6年4月1日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成23年4月1日  
平成27年4月1日  
平成29年4月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日

### (目的)

- 第1条 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）に教育研究活動等点検調査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
- 2 本委員会は本法人の教育研究等の活動及びその運営に関し、総合的な点検・調査・分析・評価（以下「点検・評価等」という。）を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本法人の教育研究水準の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。
- 3 前条の点検・評価等の項目は別に定める。

### (構成)

- 第2条 本委員会は全学園連絡会の構成員を中心に、次の区分によって毎年度当初理事長が委嘱する。
- 委員長  
副委員長  
委員  
事務担当

- 2 委員長は必要あると認めたとき他の教職員を含めることができる。
- 3 学部等の各組織が自らその諸活動において点検・評価等を行い、その結果に基づく改善に努めるため、本委員会に分科会、部会を設ける。分科会、部会については別に定める。

### (審議事項)

- 第3条 本委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 各部会の点検・評価等の結果及び改善施策に関する事項  
(2) 前号に基づく改善の指摘に関する事項  
(3) 第1号及び第2号に基づく改善施策の進捗に関する事項  
(4) 本委員会の組織、手続きの点検・評価に関する事項

### (活動報告)

- 第4条 本委員会における点検・評価等に関する審議の結果及び改善施策は、学内に公表するものとする。

### (自己点検・評価および学校評価)

- 第5条 大学の自己点検・評価及びK-12の学校評価については、分科会、部会にてこれを行い、本委員会の審議を経て「自己点検・評価報告書」及び「学校評価結果」としてとりまとめ公表するものとする。

- 2 大学の「自己点検・評価報告書」の公表は7年を周期とする。  
3 大学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、「自己点検・評価報告書」は「K-16教育研究活動等有識者会議」に諮ることとする。得られた意見、助言等は本委員会において共有し、同報告書と併せてホームページで公表するものとする。  
4 専門職学位課程の「自己評価書」の公表は5年を周期とする。  
5 K-12の「学校評価結果」の公表は毎年行う。  
6 K-12の「学校評価結果」の公表にあたっては、学校関係者評価の結果を付すものとする。

### (その他)

- 第6条 本委員会はその運営に関し必要な事項を細則に定める。

第7条 この規程の改廃は、全学園連絡会の議を経なければならない。

第8条 本委員会に係る事務主管は、教育情報・企画部EQA課が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。